

# 著作権管理団体による 支配的地位の濫用

田 中 裕 明

もくじ

- 1 はじめに
- 2 JASRAC 事件の概要と命令要旨
  - (1) 事件の概要
  - (2) 命令要旨
- 3 JASRAC 事件の分析——私的独占該当性——
  - (1) 事業法と独占禁止法
  - (2) 包括的利用許諾契約
- 4 比較法的考察
  - (1) アメリカの場合
  - (2) EC (EU) の場合
- 5 むすびにかえて

## 1 は じ め に

平成21年2月27日公正取引委員会は、日本音楽著作権協会（JASRAC）に対し、放送局向けの音楽著作権管理事業について他社の新規参入を阻害したとして独占禁止法違反（私的独占）で排除措置命令を出した。<sup>(1)</sup>本

---

(1) 本件の解説として、川濱昇「著作権管理事業者による包括料金契約が排除行為に該当するとされた事例」ジュリスト1379号94頁、白石忠志『独占禁止法事例の勘所（第2版）』（平成22年）373頁以下、村上政博『独占禁止法（第3版）』（平成22年）201頁以下。なお、JASRACは排除措置命令を

件ではテレビ局など放送事業者向け音楽の著作権管理事業で、JASRACの、楽曲をいくら使っても使用料が一定率で変わらない契約内容（包括的利用許諾契約）を違反と認定し、使用実績を反映させた料金設定に改めることなどを求めた。

JASRACは著作権者から数百万曲の著作権管理を受託し、利用者に楽曲の利用を許諾し、受け取った使用料を権利者に配分している。この著作権管理事業は戦前からJASRACが独占してきたが、平成13年10月の著作権等管理事業法の施行により同事業への新規参入が可能となった。<sup>(2)</sup>前記包括的利用許諾契約によれば、放送局が年間の放送事業収入の約1.5%を支払えばJASRACの管理楽曲をいくら使ってもよく、1曲ごとに許諾を受ける個別利用契約と異なり、放送局は使用楽曲を報告する手間が省け、しかも1曲当たりの使用料は個別契約よりもはるかに割安で済むというメリットもあった。JASRACにとっては毎年確実な使用料収入が見込めるシステムであった。しかし新規参入が認められるようになると、JASRACに定率の使用料を支払っている放送局にとっては、新規事業者の管理楽曲を使うことは新たな費用となり、新規事業者の管理楽曲を極力使わないという状況をもたらすようになった。このような状況が新規参入の妨害とみられたわけである。音楽著作権管理事業への新規参入が認められた今日でも、放送分野でのJASRACのシェアは100%に近い状況である。

本稿は、本件にみる私的独占規制の取り組みを手掛かりに、欧米での著作権管理事業への競争法適用事例を通じて、比較法的考察を試みるものである。<sup>(3)</sup>

---

不服として審判請求している（日本経済新聞平成21年2月28日）。

- (2) 同事業法制定の経緯について、泉克幸「知的財産権と独禁法（2）——著作権と独禁法」日本経済法学会編『経済法講座第2巻 独禁法の理論と展開 [1]』（平成14年）199頁以下参照。また、JASRACそのものと音楽著作権管理について紹介する文献として、紋谷暢男編『JASRAC概論 音楽著作権の法と管理』（平成21年）も参照。

## 2 JASRAC 事件の概要と命令要旨<sup>(4)</sup>

### (1) 事件の概要

JASRAC は、前述のように、音楽著作物の著作権に係る著作権管理事業者である。従来、音楽著作権管理事業については、文化庁長官の許可が必要とされていたが、法改正により同長官の登録を受け管理委託契約約款および使用料規程を届け出ることにより、同事業を営むことが可能となり、JASRAC 以外にも同事業に参入開始する事業者が現れるようになった。

JASRAC は、前記包括的利用許諾契約により放送等使用料を、使用実績を反映させない包括徴収の方法で徴収した。平成18年、民放連参加放送事業者との新規契約に際して、新規参入の動きに合わせて、本包括徴収による放送等使用料の額を減額する意向の有無について確認を求められたが、JASRAC は減額の意向がない旨回答し、従来の徴収方法を維持した。

結果、放送局としては、前述のように、JASRAC 以外の著作権管理事業者の管理楽曲を利用する場合には、追加的に放送等使用料を支払わなければならないが、放送局としては相当の負担増となる。そのため、人気楽曲であっても使用料の負担を避けるためその利用を控えるケースも出てきた。

### (2) 命令要旨

JASRAC は、「すべての放送事業者との間で放送等使用料の徴収方法

---

(3) 同じテーマで先行する業績として、根岸哲「独禁法上における音楽著作権団体の法的地位——米国および EC の展開——」遠藤博也編集代表『今村成和教授退官記念 公法と経済法の諸問題下』（昭和57年）363頁以下参照。本稿はこの根岸論文に多くを負っている。

(4) 出典は、公正取引委員会のホームページによる。

を包括徴収とする内容の利用許諾に関する契約を締結し、これを実施することによって、他の管理事業者の事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、わが国における放送事業者に対する放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における競争を実質的に制限している」として、本件包括徴収方法により、「放送事業者が他の管理事業者にも放送等使用料を支払う場合には、当該放送事業者が負担する放送等使用料の総額がその分だけ増加することとなるようにしている行為を取りやめることを命じた。

### 3 JASRAC 事件の分析——私的独占該当性——

川瀆教授の指摘されるところでは、本件の特色として、(1) 競争政策上大きな問題となってきた(著作権)管理事業に対し初めて独占禁止法を適用した点と、(2) 私的独占の排除行為として包括契約を取り上げた点が挙げられている。<sup>(5)</sup>以下、これらの点も含めて検討することにする。

#### (1) 事業法と独占禁止法

いわゆる事業法の規制を受ける分野においても独占禁止法の適用があることは、今日、広く認められているところである。既に別稿で取り上げた論点であるので、ここでは簡単に確認するだけに留めておく。<sup>(6)</sup>

この問題について、JASRAC は著作権等管理事業法の適用対象であることから、つまり政府規制事業とは趣を異にしていることから、他の事業法と同様に捉えてもいいのかという疑問もあろうが、音楽「著作権」の管理をその事業としており、その「公益性」を考慮すれば、他の事業法と同次元で取り扱うことができると解される。

---

(5) 川瀆前掲94頁。

(6) 拙稿「規制緩和と市場への参入と独占的地位の濫用」神戸学院法学第38巻第1号(平成20年)165頁以下参照。

事業法と独占禁止法の関係については、平成19年3月26日審判<sup>(7)</sup>審決の中で公正取引委員会は、「およそ事業者の事業活動を規制する各法律の規定は、相互に矛盾することなく運用されるべきであることは論を待たず、これは、それぞれ目的を共通にする法律であっても異にする法律であっても異なるところはない。……(中略)……ある行為が一方の法律に反しないというだけで、当該行為に対し、明文の適用除外規定がない限り、他方の法律の適用それ自体が排除されることはない」としている。

両者の関係について学説上も種々あるが、この審決ではいわゆる「相互補完説」に従ったものとみられている。すなわち、明文の適用除外規定がない限り、独占禁止法が全面的に適用されるという考え方であり、<sup>(8)</sup>従来から公正取引委員会が採用してきたものである。

私見としても「相互補完説」を支持するものである。基本的に、独占禁止法と個々の事業法との並存を認めることを前提とし、いずれか一方の法が全面的に優先して適用されるとは考えない。そして、独占禁止法の適用除外は明文の規定があることが原則である。<sup>(9)</sup>

以上の指摘、考察からみて、音楽著作権管理事業への独占禁止法の適用は、基本的に問題がないと考える。したがって、本件の入り口での論点は特に問題とはならない。このことは、近年にみられる独占禁止法の適用傾向——事業者の範囲の拡大——にも即しているといえる。後述の

---

(7) 「NTT 東日本私的独占事件」公正取引委員会審決集53巻776頁。また、拙稿「市場支配的電気通信事業者による私的独占」ジュリスト臨時増刊平成19年度重要判例解説265頁以下参照。

(8) わが国における学説の状況については、土田和博「独禁法と事業法による公益事業規制のあり方に関する一考察」土田和博・須網隆夫編著『政府規制と経済法——規制改革時代の独禁法と事業法』(平成18年)153頁、156頁以下参照。

(9) 個別の事業規制であっても、本文で述べたことが基本である。したがって、解釈によって独占禁止法の適用除外が左右されることもある「黙示の適用除外理論」は支持できない。拙稿前掲(註(6))167頁参照。

ように、欧米でも同様に扱われており、同事業分野への競争法の適用は肯定<sup>(10)</sup>されている。

## (2) 包括的利用許諾契約

本件の中心的論点はこちらであり、本件包括的利用許諾契約が私的独占の「排除行為」を構成するかどうか、少なくとも「排除効果」をもたらすかどうかが問われることになる。本排除措置命令後の JASRAC 側の反論もこの点にある。

先に独占禁止法2条5項にみる「排除」について確認すると、他の事業者の事業活動を困難にすることが「排除」の中心的要素である。

包括的利用許諾契約とは、前述のように、JASRAC が著作権者から数百万曲の著作権管理を受託し、利用者に楽曲の利用を許諾する契約で、その際に受け取った使用料を権利者に配分する仕組みになっている。このような契約の結果、利用者（とりわけ放送事業者）は（放送）事業収入の年額の一定割合を JASRAC に支払うことにより、個々の楽曲の利用について逐一著作権許諾手続きをとらなくても、放送等に利用することができるわけである。欧米でいわれるブランケット・ライセンス (blanket license; Blankettlizenz) がこれに相当する。そこでもメリットとして、ブランケット・ライセンスは許諾の手續等の手間が省け、特に放送局のような大口の利用者にとってはブランケット・ライセンスに含まれる楽曲（著作物）を自由に利用できるという合理性を有していると指摘される。他方デメリットとして、ブランケット・ライセンスは利用者が不必要な著作物までライセンスの対象とするものであり、多様な利用方法の存在を否定してしまう。また、著作物間の価格競争を消滅させる効果も有している<sup>(11)</sup>。後者の点が本件で問題とされたといえる。

JASRAC が、このような包括的利用許諾契約を採用した背景は次の通

---

(10) 根岸前掲365頁。

(11) 泉前掲200頁、204頁。

りである。すなわち、①放送等においては膨大な楽曲が日常的に利用されるため、一々許諾を得なければならないとすると、莫大な手間を要し、現実的でないこと、②そもそも放送等での音楽の利用は、その場で消えゆくことを前提としたものにすぎないこと、③放送等での音楽での利用は、音楽CDの販売や配信事業などと競合するものではなく、かえってそのプロモーション効果も期待できること、④放送事業等は、有限の電波（周波数）の割当てを受けて行う免許事業であり、放送法等による規制の対象ともなる公共性の高いものであって、放送事業者等の経営状況も、最近までは比較的安定しているところが多かったこと、などの事情が指摘されている<sup>(12)</sup>。

しかし、JASRACにこのような包括的利用許諾契約の採用を可能にさせたのは、何よりも戦前から平成13年10月まで続いた独占的管理体制であったと考えられる。すなわち、新規参入業者が登場するまでは、放送局側もJASRACのみを相手とすればよい状況が長く続いたわけである。その結果、新規参入業者登場後も、放送局側は依然としてJASRACに依存する体質を有していたものと推察される。そして、このような姿勢こそがJASRACによる私的独占にみる「排除行為」の構成を可能にするものと考えられる。現実には、前述のように、放送分野でのJASRACのシェアが100%に近いことが、このことを裏付けているといえる。

では、JASRACに「排除意図」はあったのか、あるいはそのような「意図」を有していたとされてもやむを得ない状況であったかどうか。排除措置命令書を見る限りでは、直接JASRACにそのような「意図」があったとは確認はできない。

しかし、そこで指摘されている事実をみると、以下のような記述が認められる。すなわち、

「JASRACとすべての放送事業者は、……放送等使用料の徴収方法を

---

(12) 前田哲男「音楽産業とその関係者 著作権隣接権とは」 紋谷前掲書265頁。

規定する利用許諾に関する契約を締結しているところ、……個別徴収も規定されているものの、……1曲1回の利用ごとにJASRACから放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾を受けなければならない、かつ、……1曲1回の利用に係る放送等使用料が高額であるため本件包括徴収の方法による場合に比して放送事業者がJASRACに支払わなければならない放送等使用料の総額が著しく高くなることから、すべての放送事業者は、JASRACとの間で、放送等使用料を徴収する方法について本件包括徴収とする契約を締結している。」

「(平成18年10月に放送等利用に係る管理事業を開始した)イーライセンスは、……エイバックスマネジメントサービス等から放送等利用に係る音楽著作権の管理の委託を受け、放送事業者との間で、放送事業者に対し自らの放送等利用に係る管理楽曲全体を包括的に利用許諾した上で放送事業者から徴収する放送等使用料の徴収方法を個別徴収とする内容の契約を締結して」いた。イーライセンスに係るその後の経緯は、次のとおりであった。

「ア エイバックスマネジメントサービスがイーライセンスに対し放送等利用に係る音楽著作権の管理を委託した音楽著作物(以下「エイバックス楽曲」)の中には、……人気楽曲となることが予想される、又は既に人気楽曲であったことから放送等利用が見込まれる音楽著作物があったところ、FMラジオ局を中心とした放送事業者は、エイバックス楽曲を自らの放送番組で利用することを検討したものの、JASRACが放送等使用料を本件包括徴収により徴収しているため、エイバックス楽曲を自らの放送番組で利用すれば、自らが放送等利用に係る管理事業者に対して支払うべき放送等使用料の追加負担が生じ、その総額が増加することから、当該追加負担を避けるため、平成18年10月上旬以降、自ら制作する放送番組においてエイバックス楽曲をほとんど利用しなかった。

イ エイバックスマネジメントサービスの親会社……エイバックス・グループ・ホールディングス及びイーライセンスは、エイバックス楽曲



## 著作権管理団体による支配的地位の濫用

が放送事業者にはほとんど利用されないことへの対策について、平成18年10月中旬に協議を行い、同年10月1日から12月31日までに期間を限定して、放送等使用料の追加負担が生じないように民放連に加盟する放送事業者に対しエイベックス楽曲に係る放送等使用料を無料とすることを決定し、……その旨を当該放送事業者に周知したが、当該無料期間が経過した後においてもエイベックス楽曲の利用状況が改善されてイーライセンスが放送事業者から放送等使用料を徴収してエイベックスマネジメントサービスに分配できるようになることはほとんど見込まれなかったことから、同年12月下旬、エイベックスマネジメントサービスは、平成19年1月以降のイーライセンスへの放送等利用に係る音楽著作権の管理委託契約を解約した。

ウ イーライセンスの放送等利用に係る管理楽曲のうち、放送等利用が見込まれるものはエイベックス楽曲がほとんどであったところ、……エイベックスマネジメントサービスが解約したほか、エイベックスマネジメントサービス以外の著作者及び音楽出版社も、JASRACがすべての放送事業者から本件包括徴収により放送等使用料を徴収している中、放送事業者が自ら制作する放送番組においてイーライセンスの放送等利用に係る管理楽曲を利用することはほとんど見込まれないため、イーライセンスに対し、放送等利用が見込まれる音楽著作物の放送等利用に係る著作権の管理を委託することはほとんどない。」

以上のように、JASRACがすべての放送事業者から本件包括徴収により放送等使用料を徴収していることから、JASRACに係る管理楽曲以外の音楽著作物が放送事業者の放送番組において利用されることはほとんどなくなった。また、著作者および音楽出版社がJASRAC以外の管理事業者に放送等に係る音楽著作権の管理を委託しても、放送等使用料の分配を受けることがほとんど見込まれなくなった。その結果、JASRACおよびイーライセンス以外の音楽著作権管理事業者が、音楽著作物の放送等利用に係る著作権の管理の委託を受けることはできない状況となっ

た。

そして、前述のように、イーライセンスが置かれている状況を考慮すると、JASRAC 以外の管理事業者は、自らの放送等利用に係る管理楽曲が放送事業者の放送番組においてほとんど利用されず、また、放送等利用に係る管理楽曲として放送等利用が見込まれる音楽著作物をほとんど確保することができなくなっている。

以上のことから、JASRAC 以外の管理事業者は、放送等利用に係る管理事業を営むことが困難な状況となっている。このような状況が、私的独占にみる「排除」を構成することが可能であるとみられたわけである。したがって、直接的な「排除意図」が確認されなくても、JASRAC が歩んできた状況、今現在置かれている状態からすれば、かかる「意図」があったとみられてもやむを得ないものといえる。

以上の指摘に対し、JASRAC は次のように反論している（以下は筆者による要約である<sup>(13)</sup>）。

まず排除措置命令が出された直後の平成21年2月27日では、本件包括徴収による方法は私的独占に当たらないとして、次のように JASRAC の見解を述べている。

すなわち、JASRAC は反競争的な指示・要求などを一切していない。放送事業者に対して他の管理著作物を利用しないよう要請するなどの行を行っていない。また、放送事業者は視聴者の嗜好に合わせて音楽著作物を利用するのであり、放送事業者が利用しないと判断したことの結果責任を JASRAC に負わせることには合理性がない。

次に、命令では、放送使用料の算定において具体的にどのような方法を採用すべきが明確にされていない。放送事業者が放送番組において利用した音楽著作物の総数に占める JASRAC の管理著作物の割合を放送使用料に反映するためには、放送事業者が放送番組において利用した音

---

(13) 出典は、JASRAC のプレスリリース（平成21年2月27日および同年7月27日）による（<http://www.jasrac.or.jp/release>）。

## 著作権管理団体による支配的地位の濫用

楽著作物の総数とこれに占める JASRAC 管理著作物の数とが明らかに  
なる必要があるが、いずれも放送事業者の協力がなければ把握するこ  
とができない。

そして、JASRAC は、放送事業者との間で、あくまでも JASRAC の管  
理著作物に係る利用許諾契約を締結しているものであり、この契約におけ  
る使用料の算定において、他の管理事業者の管理著作物の利用状況を把  
握したり、それを考慮したりすると、かえって公正かつ自由な競争に反  
することとなるおそれもある。

次いで、平成21年7月27日の第1回審判期日では次のように主張した。  
すなわち、JASRAC は、著作権等管理事業法に従い、民放連と協議をし  
て、放送事業者の放送収入の1.5%を基準に年度ごとに逓減率をかけて  
放送事業者の負担にならないように使用料規程を決め、それに基づいて  
各放送事業者と使用料について合意した。この合意は、市場における契  
約原理に基づくものである。そして、本件包括徴収を内容とする包括契  
約は、世界の多くの国で音楽著作権の管理事業者が採用し実施している  
契約方式であり、グローバルスタンダードに従った徴収方法・契約形態  
である。

さらに、放送事業者は、本来放送番組の趣旨や目的を勘案して最適な  
楽曲を利用するという行動をとるのが合理的であり、特定の管理事業者  
が管理する楽曲以外の楽曲を利用しないのは放送事業者として合理的な  
行動とは到底いえない。したがって、放送事業者の一部に合理性を欠く  
行動がみられたと仮定しても、その責任を包括契約・包括徴収に帰せし  
めるのは合理性を欠く論理であると言わざるを得ない。

JASRAC の主張は以上がすべてではないが、主要な内容として掲げた  
次第である。

そこでは、JASRAC には「排除意図」がない旨主張されている。そし  
て、契約自由の原則に従った包括徴収であるとしている。したがって、  
放送事業者が他の音楽著作権管理事業者との契約を行わなかったのは、

自由競争の結果であって、私的独占にいう「排除」には該当しない、というのである。

確かに、支配的地位を有する事業者であっても、私的自治の範囲であれば、すなわち契約自由の原則が及ぶ範囲であれば、結果的に他の事業者が「排除」されることとなっても、そのこと自体は非難に値しない。つまり、独占禁止法上問題とはならない。

では、JASRACの主張はそのまま認することができるか。

ここで、平成21年10月28日に公表された、「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針（以下、ガイドライン）」に記された「排除行為」についての、公正取引委員会の基本的な考え方について確認しておく。

「排除型私的独占に係るこれまでの事件のほとんどにおいて、排除行為の対象となった商品についてシェアが大きい事業者が審査の対象とされてきた。このように、他の事業者の事業活動を排除し、市場を閉鎖する効果を持つこととなるのは、行為者が供給する商品のシェアがある程度大きい場合がほとんどである。また、行為者が供給する商品のシェアが大きいほど、問題となる排除行為の実効性が高まりやすく、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなりやすいといえる。

……

公正取引委員会は、排除型私的独占として事件の審査を行うか否かの判断に当たり、行為開始後において行為者が供給する商品のシェアがおおむね2分の1を超える事案であって、市場規模、行為者による事業活動の範囲、商品の特性等を総合的に考慮すると、国民生活に与える影響が大きいと考えられるものについて、優先的に審査を行う。」

「事業者の行為が排除行為に該当するためには、他の事業者の事業活動が市場から完全に駆逐されたり、新規参入が完全に阻止されたりする結果が現実発生していることまでが必要とされるわけではない。すなわち、他の事業者の事業活動の継続を困難にさせたり、新規参入者の事業開始を困難にさせたりする蓋然性の高い行為は、排除行為に該当する。

事業者が市場の状況等から事業経営上必要であると判断した行為であっても、そのことをもって排除行為に該当しなくなるわけではない。

また、行為者が他の事業者の事業活動を排除する意図を有していることは、排除行為に該当するための不可欠の要件ではない。」

ガイドラインに示された私的独占にみる「排除行為」についての考え方は、これまでの公正取引委員会の、実際の法運用から得られたものである。そこでは、まず当該行為者の対象商品のシェアが掲げられている。これは、行為者にとって「排除」を実効性あるものにするためには、相応のシェアが認められて初めて可能となるからである。一応の目安として、「おおむね2分の1を超える」場合が想定されている。本件におけるJASRACのシェアは、前述の通り平成13年の著作権等管理事業法の施行により新規事業者の参入が可能となったにもかかわらず、今も99%を占めている。これは健全な市場とは言えず、この数値はガイドラインの要件を満たす。

次に、「排除」という現実の結果ではなくて、蓋然性の段階で法の適用が可能であるとしている。加えて、経営上の必要性は「排除」の正当化事由とはならないとしている。また、「排除意図」は不可欠の要素とはみていない。先にみたJASRACの主張では、本件包括的利用許諾契約は私的自治の範囲内での契約であり、「排除意図」もないとされるが、前記「事件の概要」で記したように、平成18年、新規参入の動きに合わせて放送等使用料減額の意向の有無を確かめられた際に、JASRACはその意思のない旨を回答している。これは、JASRACのこれまでの経緯を踏まえ、なおかつ既得権益の維持（すなわち、新規参入の阻止）をも内包した対応ではないかと思われるところである。

したがって、JASRACの行為に対する評価としては、シェアの数値、本件包括徴収方法の実施による効果の蓋然性からみて、私的独占にみる

---

(14) 拙著『市場支配力の濫用と規制の法理』（平成13年）221頁註(21)参照。

「排除」として位置付けることができるとみる。

現行の、放送事業者による管理楽曲の使用実績を正確に反映しない包括徴収方法は、透明性の点でも問題があるといえる。現行の方法に取って代わる方法を、公正取引委員会が示す義務はないと考えるが、現状の「どんぶり勘定」を質すべく、音楽・放送業界全体で透明性の高い使用料徴収の仕組みを創出することが求められているといえる。そしてそうすることで、新規参入の可能性が高まり、健全な競争が期待できることになる。

#### 4 比較法的考察

##### (1) アメリカの場合

欧米でもみられるように、音楽著作権管理団体は独占的地位を有している場合が多い。例外的(?)とみられそうなのがアメリカの場合である。

アメリカには、ASCAP (American Society of Composers, Authors and Publishers) と BMI (Broadcast Music, Inc.) の二つの音楽著作権団体が存在している。<sup>(15)</sup>

JASRAC 事件にとり参考となる事案として、1979年の BMI 事件がある。<sup>(16)</sup> 本件は、アメリカ三大ネットワークのひとつである Columbia Broadcasting System (CBS) が ASCAP および BMI を相手取った事案である。基本的論点は、ASCAP および BMI が CBS に対して音楽著作権の利用許諾について一律の料金で包括的な契約を締結したことは価格拘束 (price fixing) に当たり当然違法 (per se illegal) となるかどうかであった (CBS の主張では、当該包括的利用許諾制度はシャーマン法 1

---

(15) ASCAP 設立の経緯およびその活動については、根岸前掲365頁参照。

(16) Broadcast Music Inc. v. Columbia Broadcasting System, Inc., 441 U.S.1 (1979). 本件を分析する文献として、cf. Areeda/Kaplow, Antitrust Analysis Problems, Text, Cases, Fourth Ed. (1988) 232-244.

条および2条に違反するとされた)。

ASCAP および BMI も、日本の場合と同じく、会員から音楽著作権の信託を受け、音楽著作権を集中管理し、利用者に包括的に利用許諾し、その使用料の徴収業務を一括して代行していた。

連邦最高裁は、本件包括的利用許諾契約を合法と判断した。本件契約は、シャーマン法上当然違法とはされず、ルール・オブ・リーズン (rule of reason) に基づいてその違法性を判断するものとされた。その理由のひとつに、包括的利用許諾契約により、音楽著作権の利用者は逐一著作権者に問い合わせ、煩雑な著作権の利用許諾交渉を行う手間を省き、当該交渉に要するコストを大幅に節約することができる点が挙げられていた。この点はまさに、JASRAC 側の意に沿うものである。

また、本件包括的利用許諾契約による使用料は、個々の著作権者間の競争によるのではなく、ASCAP および BMI によって設定されており、本件契約の対象となるすべての音楽のすべての使用に対するものであるが、本件利用許諾は競争者間の水平的協定と単純に同一視できないものであり、個々の著作権者が付与できる利用許諾とも異なっていた。すなわち、包括的利用許諾契約の方が長年にわたり、他の利用可能方法が存在していたにもかかわらず (選択肢として、直接、個々の著作権者と交渉することは放棄されていなかった)、音楽著作物の利用市場の大部分において容認されてきたことに鑑みて、本件包括的利用許諾契約は一律に当然違法と宣言されるべきものではなく、ルール・オブ・リーズン<sup>(17)</sup>に基づいて検討されるべきものである、された。

概して、包括的利用許諾契約には合理性が認められるので、当然違法

---

(17) Cf. E. Gellhorn, *Antitrust Law and Economics in a Nutshell* Third Ed. (1986) 189-192. 根岸前掲375頁参照。なお、ルール・オブ・リーズンと当然違法との関係 (ルール・オブ・リーズンの限界) についての検討に適した文献として、K. N. Hylton, *Antitrust Law Economic Theory & Common Law Evolution* (2003). 本書については、姫路獨協大学の久保成史教授より紹介された。深くお礼申し上げる次第である。

と判断することはできないという趣旨である。先にみた JASRAC の主張もほぼ同様であるといえる。では、公正取引委員会の判断は支持され得ず、JASRAC の主張に分があるといえるか。

ここに BMI 事件について、越知保見弁護士による興味深い指摘がある。すなわち、

「……本件では、この著作権徴収団体が二団体（BMI と ASCAP）存在し、この二団体の間での競争により、競争価格が担保されている点も理由に含まれるべきではないかと考えるが、この点を考慮要素に加えている文献は存在しないようである。日本やヨーロッパ各国ではこのような著作権徴収団体は一団体の独占となっており、高額な著作権料に固定される傾向がある。本件理論から、直ちに日本の著作権徴収団体の価格協定も問題ないとは言い切れないようにも思われる。」<sup>(18)</sup>

ここに指摘されるように、わが国の場合、文字通りの独占体制ではない。しかし、アメリカのように競争価格が担保されているような状況にはほど遠いありさまである。すなわち、JASRAC 以外の著作権管理団体には十分な競争能力がまだ備わっていない状態である。

したがって、JASRAC の主張するところと相当程度類似する点が認められる BMI 事件ではあるが、本件での法理をそのまま JASRAC 事件に当てはめるには、まだ慎重を要するものと思われる。加えてわが国では、(思考方法としては別としても) 正面からルール・オブ・リーズンを採用する動きはないといえる。

## (2) EC (EU) の場合

ドイツには GEMA (Gesellschaft für musikalische Aufführungs- und mechanische Vervielfältigungsrechte) という音楽著作権管理団体がある。<sup>(19)</sup> 1971年の GEMA 事件は、JASRAC 事件のように他の競争相手の事業活

---

(18) 越知保見『日米欧独占禁止法』(平成17年)80頁註20。



## 著作権管理団体による支配的地位の濫用

動を継続させることを困難にさせたという事案ではないが、EC 競争法 86条（現 EU 競争法82条）に定める事業者の支配的地位濫用禁止規定が初めて適用されたものである<sup>(20)</sup>ので、ここで一瞥することにする。

ヨーロッパ委員会は、支配的地位の濫用とみられる GEMA とその構成メンバーとの間で締結された多数の契約条項を取り消した。その条項とは、著作者、作曲家および音楽出版者の経済的自由権を制限するものがほとんどだった。すなわち、GEMA による規制は、その構成メンバーを生涯拘束し、他の団体にその権利の使用を認めることを禁止していた。それで、同委員会は構成メンバーの GEMA からの脱退の自由を認め、権利回復の途を確保させた。そして、その権利を他の団体に譲渡できるようにする措置を講じた。また同委員会は、構成メンバーの資格が終了した後は、作曲の権利を自由に譲渡できることを決定した<sup>(21)</sup>。

GEMA がその支配的地位を濫用したとされたのは、グラモフォン・レコードのメーカーとレコード輸入者との取扱いにおいてであった。例えば、レコード・メーカーが（西）ドイツにおいて販売するレコードについては、著作権に関する支払が要求されるだけであった。ところが、独立のディーラーが（西）ドイツにレコードを輸入または再輸入する場合には、さらに追加的な使用料を支払うことが要求されていた。ヨーロッパ委員会は、このような行為を（西）ドイツおよび他の加盟国双方におけるレコード取引を制限するおそれがあると判断したわけである<sup>(22)</sup>。

GEMA は（西）ドイツにおいて事実上、独占的地位を占めていたもので、EC（EU）域内でも市場支配的地位を有するものとされていた。上記のように、GEMA による追加的な使用料の支払要求がその支配的地

---

(19) Kommission, 2.6.1971, ABl. 1971 134/15.

(20) R. Merkin/K. Williams, Competition Law: Antitrust Policy in the United Kingdom and the EEC (1984), 236. 根岸前掲377頁参照。

(21) *Id.* 根岸前掲。

(22) *Id.* 根岸前掲378-79頁。

位の濫用であると評価された点は、JASRAC 事件における JASRAC の支配的地位の「濫用」を検討する際の有益な材料になるのではないかとと思われるところである。

そのほか EC (EU) 域内では、GEMA 事件と同じように、音楽著作権管理団体であるフランスの SACEM (Société des Auteurs, Compositeurs et Éditeurs de Musique) およびベルギーの SABAM (Société d'Auteurs Belge-Belgische Auteurs Maatschappij) の行った措置が問題とされた事件がある。<sup>(23)</sup>

SACEM の事案は、1985年、SACEM とディスコ経営者との間に、SACEM がレコードの一般使用料のほかに、追加使用料を課したことから生じた紛争について、ディスコ経営者 G. Basset が SACEM を相手取って訴えたものである。G. Basset は、SACEM が著作権を楯にして音楽に関して支配的地位にあり、現 EU 競争法82条に違反していると主張した。

ヨーロッパ裁判所は、現 EU 競争法82条の適用について、SACEM が、レコードが当該市場に合法的におかれた構成国において、追加使用料が規定されていなくても、レコードの不特定多数に対する使用に対し、通常の使用料に加えて、追加使用料と呼ばれるロイヤルティーを課するという理由だけでは、同条は適用されない、とした。<sup>(24)</sup>

SABAM の事案は、1969年、SABAM が著作権使用許諾契約を締結しているレコード製造販売業者に対して、契約違反を理由として、ブリュ

---

(23) G. Basset v SACEM, [1987] ECR 1747; EuGH 27. März 1974 BRT./Fonior und SABAM, Rs. 127/73, Slg. 313.

(24) もっとも、同じ SACEM の1989年の事案では、著作権使用料が高価格すぎるのが支配的地位の濫用に当たるとされた。本件では、一般論として、過度に高価格というのは、地域内の価格差が非常に大きい場合で、費用構造から価格差を正当化できない場合を意味するとし、かかる場合には、高価格の設定は濫用行為となり得る旨判示された。Ministere Public Luxembourg v SACEM, [1989] ECR 2521.

## 著作権管理団体による支配的地位の濫用

ッセル地方裁判所にレコードの製造販売差し止めを求める訴えを提起したことに端を発している。本件では、被告レコード製造販売業者は、SABAMの行為は現EU競争法82条に違反する支配的地位の濫用を構成すると抗弁した。ブリュッセル地方裁判所は、SABAMがベルギーにおいて市場支配的地位を占めており、現EU市場の実質的部分において支配的地位を占めていることを認定した上で、SABAMがその地位を濫用しているかどうかの判断をヨーロッパ裁判所に付託した。

ヨーロッパ裁判所は、SABAMが現EU競争法82条に違反して支配的地位を濫用している旨結論した。理由は次のとおりである。

SABAMが濫用行為を行っているか否かは、それが保護することを委託されている音楽著作物の利用について、直接または間接に、構成メンバーあるいは第三者に不公正な条件を課しているか否かによって決定される。この場合、音楽著作権の管理を委託する作者等の利害調整を図る必要があることを考慮し、かつまた、SABAM自身の目的をも考慮に入れる必要がある（場合によっては、構成メンバーからの権利の譲渡も認められる）。したがって、SABAMの行為がその目的のために必要な限界を超えているかどうか、利害調整に際して必要な制限を越えていないかどうかの検討が要請される場所である。ならば、一般的に承認された異なる利用の型を何ら区別することなく、現在および将来のすべての著作権を強制的に譲渡させることは、不公正な条件を課すことにもなる。本件の場合、著作権を行使する自由を不当に侵害する義務を構成メンバーに課していることが、82条にいう濫用行為を構成するものとみられた<sup>(25)</sup>。

JASRAC事件においては、同団体が市場支配的地位を有していることは否定しようがない。本件で、その地位の濫用の事実が認められるかどうかを検討するに際しては、SABAMの事案で示された考慮事項が有用

---

(25) 根岸前掲380頁参照。

な手掛かりを提供してくれるものとする次第である。

なお、EU（EU）域内で、ヨーロッパ裁判所の判断が分かれたのは、加盟国において統一的な保護の在り方が確立しているとはいえない著作権について、当該加盟国の保護法制を尊重する取扱いをしているためと考えられる。

## 5 むすびにかえて

以上、JASRAC 事件に対する私見としての方向性は、欧米の事案の検討を補強材料としてみてきたとおり、ほぼ固まっている。すなわち、音楽著作権等管理市場への新規参入が可能となった時点で、放送関係者からの著作権使用料等徴収方法の変更の要請にもかかわらず、JASRAC が従来どおりの徴収体系を維持している点に、その支配的地位の濫用があったと認めるのに十分であると判断する。従来の徴収体系を維持することが、放送関係者が新規参入者への契約を躊躇わせ、結果的に新規参入者はその事業活動の継続を困難にさせられたわけである。これは、私的独占にいう「排除」を構成するものといえる。この点は、先にもみたように、排除型私的独占に係る「ガイドライン」からも明白である。

JASRAC 側とすれば、包括徴収方法の正当性を立証することが求められるところである。その主張にもあったように、欧米でも活用されている方法であるというだけでは十分ではないと考える。わが国では、アメリカのような著作権等管理団体間の競争が明確に存在しているわけではなく、現行の体制が著作権使用者の自由な処分を保証するとともに、関係者の利害調整に資するとともに十分な立証がなされていないからである。

### 〈追記〉

村田宗樹君とは、彼が18歳、私が20歳のときからの30年の付き合いであった。同じく南山大学法学部加藤良三ゼミに所属し、私がゼミの幹事長をしていたこともあり、彼の入ゼミに立ち会ったことも彼に対する印

象を強くしたものと思う。ともかく身体をよく使い、頭もよく使う人物であった。ゼミのサブゼミでは、大学院生、上級生が指導するというシステムを採っていたので、よく小テストなども行ったが、彼だけがいつもずば抜けていたのを覚えている。長野県白馬村での夏合宿でも、彼だけペーパーなしの何も見ずの報告をしていたのも印象的であった。私が専任講師時代、当時のゼミの後輩からは私よりも彼の説明の方がわかりやすいとのコメントを戴き、あっけにとられたのも良き思い出である。

私が一橋大学大学院生だったとき、彼が当時の三菱銀行の国立市の寮に住んでいたこともあり、ちよくちよく顔を合わせることもあった。不思議なもので、私が大阪府茨木市の追手門学院大学に赴任したときは、翌年、彼が神戸大学大学院に入学し、まるで私を追うかのように、行動を共にするようになった。縁あって彼が本学に着任し、同僚となったわけである。しかし、本学への着任が彼にとって良かったのかどうか、今となっては確かめようがない。何とも残念で仕方がないが、限られた時間を彼は精一杯駆け抜けていってしまった。

なお、村田君の訃報を知ったのは、恩師一橋大学名誉教授久保欣哉先生の告別式の翌日であった。私にとっては二重の悲しみとなった夏であった。